

人的資本経営時代の知財法務

コーポレートガバナンスと人材を巡る法務の展望

TMI総合法律事務所
弁護士 濱戸 一希

第1. はじめに

本連載は、人的資本や無形資産の重視という昨今の企業開示、及び経営における潮流を踏まえ、知的財産法と労働法の交錯領域という観点から、人材に係る法的論点について検討・解説を行ってきた。いわゆる知的財産ガバナンスコードの策定は、人的資本開示とともに、企業経営における無形資産重視の潮流として大きな注目を受けている。

しかし、これらの議論が前提とするコーポレートガバナンスを巡る議論自体が、その意味に一定の抽象性を持って展開されている。コーポレートガバナンスについては、会社法を中心に、国内外の様々な法令・裁判例とともに議論や実務が展開してきた。「知的財産ガバナンス」や「企業経営における知的財産」という問題設定は、抽象的な戦略論が説かれるに留まり、法的な観点でどのような意義があるのか、判然としない議論に終始してしまうことが少なくない。

今回は、以上の問題意識の下、近時のコーポレートガバナンスを巡る議論の概況を確認し、その潮流において知的財産法がどのように位置づけられ、影響を受けてきたといえるか検討・概説する。その上で、人材という観点で労務と知的財産がどのように企業経営で交錯しているのか、その結果、知的財産法の議論はどのような影響を受けていくと考えられるか、検討する。

第2. コーポレートガバナンスと知的財産

1. コーポレートガバナンスの概況

コンプライアンスと、企業の業績向上のための経営監督メカニズムという両面が存在する概念として、コーポレートガバナンスは理解されてきた¹。こうした理解が存在している中で、コーポレートガバナンスコードの原案公表時における資料²において、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」がコーポレートガバナンスとして定義されるに至った。その後、コーポレートガバナンスについては、様々なガイドラインが提示され、今日に至っている。

1 神田秀樹「【特集】コーポレートガバナンス・コード 特集にあたって」ジュリスト1484号14頁（2015年）。

2 コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議「「コーポレートガバナンス・コード原案」序文」(<https://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1/04.pdf> (2025年11月21日・最終閲覧)) 2頁 (2015年)。